

## 労務費ダンピング調査の試行について

### 1 労務費ダンピング調査とは

現行のダンピング対策を補完するものとして、入札金額の内訳を確認する際に、労務費等の適正性を調査するものです。本市では、令和8年4月1日以降に入札公告や指名通知等を行う建設工事のうち、低入札価格調査の対象となった建設工事の落札候補者に対して、労務費ダンピング調査を試行します。

### 2 調査の具体的な内容

工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準（本市積算の直接工事費に97%を乗じた金額を基本として、工事内容により本市が設定）を下回った場合は、適正な水準の労務費を確保できないことが懸念されることから、低入札価格調査の対象となった建設工事の落札候補者に対して、当該労務費で入札した理由書（別紙1）の提出を求めます。

理由書を提出しない場合は、入札に関する条件に違反したとして、入札を無効にすることがありますので、ご注意ください。

### 3 調査の結果について

調査の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、建設Gメンへの通報を行うほか、後日、建設Gメンにより建設工事の請負契約に係る取引実態の調査等が行われる場合があります。

### 4 参考資料（外部リンク）

[国土交通省ホームページ「ダンピング受注の防止について」](#)内の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」等をご確認ください。

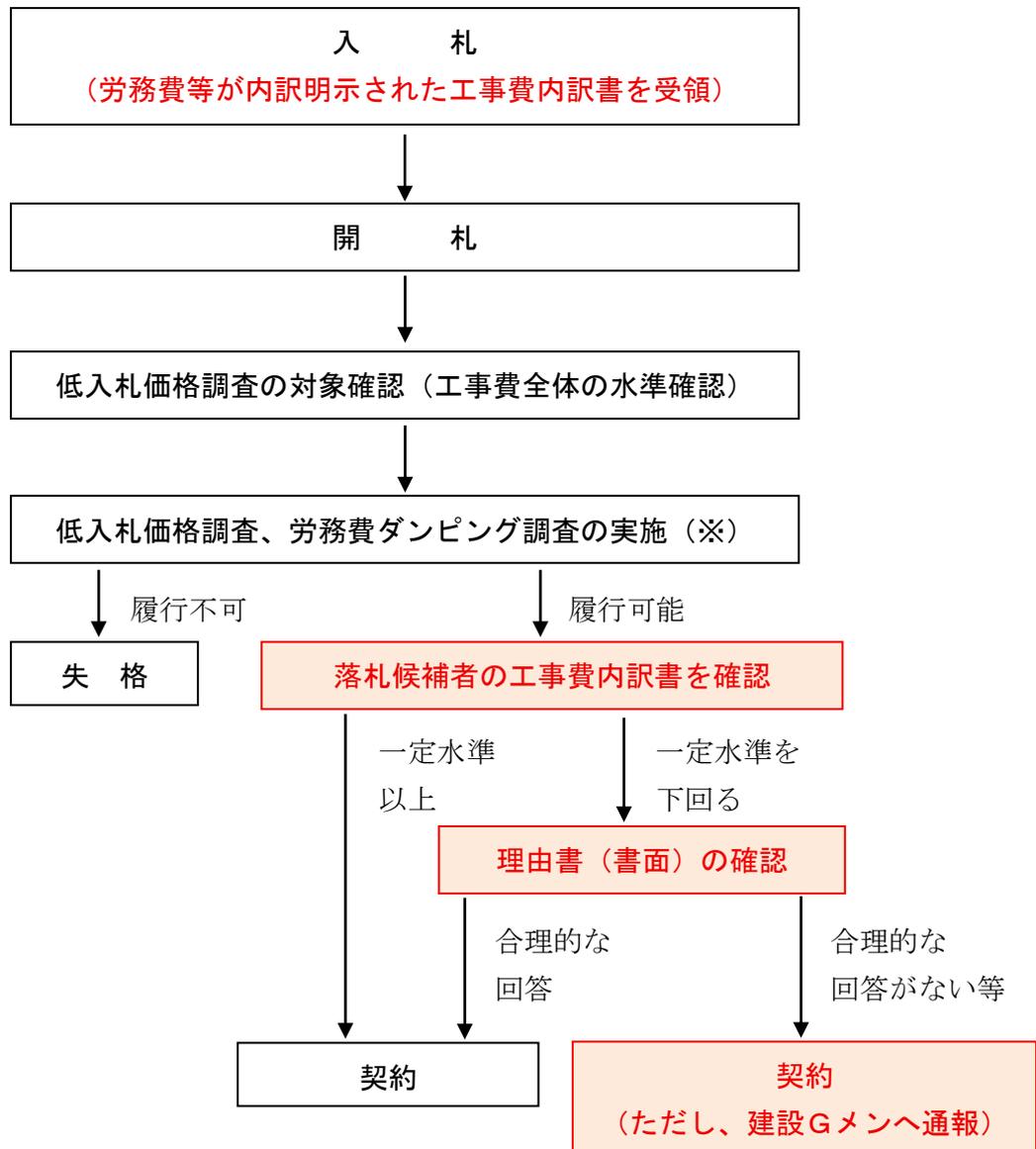
### 5 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市財務部調達課工事契約グループ

電話 053-457-2176

## 労務費ダンピング調査の流れ



(※) 労務費ダンピング調査は、低入札価格調査と並行して実施します。理由書の提出が必要な場合は、低入札価格調査に係る資料の提出を依頼する際に、あわせて提出を依頼します。

(別紙1)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代 表 者

### 理 由 書

工事名：

当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。